

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

許可回数特例

【ポイント】宿日直の回数は、宿日直に従事し得る医師の数等の事情が特例として考慮される場合がある。

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	内科、リハビリテーション科		
病床数	170床	労働者数	130人
対象者数等	勤務医2人、他病院からの受入医10人		
宿日直勤務時間	宿直(週1回): 17時～翌8時30分 日直(月2回): 土12時30分～17時30分、日祝9時～17時30分		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<p>過去3か月間の実績を調査。 調査時、宿直と日直の回数はいずれも基準を超えていたが、宿直については週1回以内とすることが可能。日直については、僻地に所在する等の事情から、他の嘱託医の確保が極めて難しく、当該嘱託医の本院での勤務の都合から、土日連続した日直勤務とするほかなく、日直勤務はほぼ待機業務であることから、日直に限り月2回許可。</p>		

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	内科、外科、消化器内科、循環器内科、形成外科		
病床数	170床	労働者数	190人
対象者数等	勤務医1人、他病院からの受入医10人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週2回): 17時30分～翌8時30分(毎日)		
対象業務	非常事態に備えての待機、問診等		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去0.5か月間の実績を調査。 ○ 宿直勤務中の業務としては、入院患者の簡易な診察、看護師への処置・投薬指示を行うのみ。 :発生件数は、1日0～1件。 対応時間は、1件当たりの所要時間は5～10分程度。 ○ 勤務医が1名しかおらず、また、僻地に所在し移動手段がない等の事情から、医師確保のための取組を尽くしているものの、受入医の確保が極めて難しいこと。また、宿直勤務は軽度又は短時間の業務であることから、週2回許可。 		

医療機関における宿日直 不許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

通常業務との分離

【ポイント】通常の勤務態様が継続している間は宿日直の許可の対象にならない。(※)

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	内科、小児科、外科、皮膚科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、精神科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科、化学療法科、病理診断科		
病床数	340床	労働者数	490人
対象者数等	勤務医29人		
宿日直勤務時間	日直(月1回): 14時～17時		
対象業務	緊急事態に備えての待機、文書又は電話收受等		
労基署の調査概要	過去1か月間の実績を調査。 救急指定病院として月25日程度、救急患者を受入。 日直勤務日の14時までは時間外労働として勤務し、14時以降は宿直室に移動して待機。 ほぼ毎回、14時以降も患者への治療等が複数回発生(合計約30分～2時間)。 終業時刻に密着して行う短時間の断続的な労働と判断		

(※) 始業又は終業時刻に密着して行う短時間(おおむね4時間程度未満)の監視又は断続的な労働は、日直の業務として許可の対象とならない。
(昭和43年4月9日付け基収797号)

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

精神科

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	精神科		
病床数	390床	労働者数	290人
対象者数等	勤務医14人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌8時30分(毎日) 日直(1人当たり月1回) : 8時30分～17時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 当該病院を含めた地域の精神科の3病院が1か月交代で救急患者を受入れ(救急輪番制)。輪番月は外来患者が増加するが、宿日直医師の他にオンコール医師(精神保健指定医)を配置。 ○ 宿日直中の業務としては、病棟の定時的巡視がある。 :発生件数は、1日1件。 対応時間は、35分程度。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院患者の転倒時の処置 :年2～3回。1件当たり1時間程度。 ・外来患者に対する薬の処方 :輪番月で月20回。1件当たり10分程度。 ・患者死亡時対応(看取り、死亡診断書作成) :年1回以下。1件当たり30分程度。 		

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	精神科		
病床数	210床	労働者数	160人
対象者数等	勤務医5人、他病院からの受入医2人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 18時15分～翌8時45分(毎日) 日直(1人当たり月1回) : 8時45分～17時(土日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機、休日急病当番時の外来・電話対応		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去3か月間の実績を調査。 ○ 救急指定は受けていないが、月1回程度当番病院として対応。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院患者の容体急変への対応 :発生頻度は92日中45日。 対応時間は1件当たり20分程度。 ・当番病院の日には新規外来患者に対する電話対応、診察等が発生するが、1日平均30分程度。 		

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

精神科

救急指定の別等	精神科救急医療の当番病院		
診療科・部門	精神科、心療内科、内科、歯科		
病床数	330床	労働者数	310人
対象者数等	勤務医9人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 17時15分～翌8時45分(月～土) 日直(1人当たり月1回) : 8時45分～17時15分(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 当該1か月間における宿直のうち8回、日直のうち1回が救急指定当番日。 ○ 宿日直勤務では、患者の問診、電話の收受を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・問診 : 発生件数は、宿直中月32回、日直中月6回。対応時間は、1件当たり10分程度。 ・電話の收受 : 発生件数は、宿直中月67回、日直中月21回。対応時間は、1件当たり2～10分程度。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院受入れ : 発生件数は、宿直中月3回、日直中月1回。対応時間は、1件当たり15分程度。 ・死亡確認を行うことがある。 : 対応時間は、1件当たり15分程度。 		

救急指定の別等	精神科救急医療の当番病院		
診療科・部門	精神科、心療内科、内科、消化器科		
病床数	170床	労働者数	120人
対象者数等	勤務医2人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌9時(月～金) 日直(1人当たり月1回) : 9時～17時(土日のみ) ※本事例は、このうち、救急指定当番日(年50日程度)に係るもの。		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<p>〔・救急指定当番日以外の日の宿日直は許可済み。 ・救急指定当番日については、22時以降の宿直のみ許可を得ていたが、その後の業務実績から、日直及び17時から22時までの宿直も許可対象となり得る勤務実態であることを確認した上で、改めて救急指定当番日の宿日直全体について許可申請に至ったもの。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1年間の実績を調査。 <ul style="list-style-type: none"> ・過去1年間における救急指定当番日は43日。 ・うち宿直は36日(回)、日直は7日(回)。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・救急外来患者等の対応 : 発生件数は、宿直中月4回、日直中月1回 対応時間は、1件当たり30分程度。 ○ 宿日直時間帯には、看護師のほか、外部からの電話連絡等に対応するための事務員を配置し、一次対応を行うなどタスクシェアを図っている。 		

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

精神科

救急指定の別	一次救急病院		
診療科・部門	内科、脳神経内科、精神科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科、歯科		
病床数	680床	労働者数	540人
対象者数等	他病院からの受入医8人		
宿日直勤務時間	日直(1人当たり月1回)：9時～18時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去5か月間の実績を調査。 ○ 精神科病棟について医師1名、内科病棟について医師1名が、それぞれ日直勤務を担当。 ○ 宿日直勤務では、病棟内定期巡回(1勤務当たり 1回・10分程度)のほか、患者の問診、看護師等に対し、次の指示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病棟 <ul style="list-style-type: none"> :服薬・身体拘束等の指示。 発生件数は、3か月間で16回 対応時間は、1件当たり5分程度。 ・内科病棟 <ul style="list-style-type: none"> :服薬・点滴等の処置を指示。 発生件数は、3か月間で17回 対応時間は、1件当たり5分程度。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡確認 <ul style="list-style-type: none"> :発生件数は、3か月間で5回、 対応時間は、1件当たり30分程度。 		

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

産科

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	産科		
病床数	15床	労働者数	25人
対象者数等	勤務医5人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 18時～翌9時(火・水・木・日)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応) <ul style="list-style-type: none"> :発生件数は、月3件。 対応時間は、1件当たり20分程度。 ・外来患者の診察 <ul style="list-style-type: none"> :発生件数は、月6件。 対応時間は、1件当たり10分程度。 		

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	産科		
病床数	12床	労働者数	25人
対象者数等	勤務医5人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 19時～翌9時(月のみ) 17時～翌9時(土のみ) 日直(1人当たり月1回) : 9時～17時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去5か月間の実績を調査。 ○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院・外来患者の分娩対応 <ul style="list-style-type: none"> :対応件数は、宿直で月平均1.4件(最大3件)、日直で月最大1件。 対応時間は、1件当たり平均54分。 ・宿日直中に帝王切開を行うことは、年に最大1件。宿日直医師の対応時間は約1時間。 ○ 宿日直中の体制では対処できないような緊急の処置が求められる場合は他病院へ搬送。 		

医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

産科

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	産婦人科		
病床数	19床	労働者数	30人
対象者数等	勤務医2人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 17時~翌9時(毎日) 日直(1人当たり月1回): 9時~17時(日・祝のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去2か月間の実績を調査。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応) :発生件数は、月1件。 対応時間は、1件当たり30分程度。 分娩対応は助産師が行い、産科医は立ち会うのみ。 ・帝王切開等の手術は、院長が行い、宿日直勤務を行う医師は行わない。 ○ 宿日直に対応できる労働者がいない場合は院長が対応。 		

医師の宿直義務の例外について

1、医師の宿直義務の例外規定

○ 医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第16条 医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該病院の医師が当該病院に隣接した場所に待機する場合その他当該病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されている場として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

○ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）（抄）

第9条の15の2 法第16条の厚生労働省令で定める場合は、病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして当該病院の管理者があらかじめ当該病院の所在地の都道府県知事に認められた場合とする。

2、具体的な取扱いについて

※ 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について（施行通知）（平成30年3月22日付け医政発0322第13号厚生労働省医政局長通知）参照

○ 法第16条の「隣接した場所に待機する場合」について

ア 「隣接した場所」の定義

隣接した場所とは、その場所が事実上当該病院の敷地と同一であると認められる場合であり、次の（ア）又は（イ）いずれかの場所を指すこととする。

（ア）同一敷地内にある施設（住居等）

（イ）敷地外にあるが隣接した場所にある施設（医療機関に併設した老人保健施設等）

※ 公道等を挟んで隣接している場合も可とする。

イ 「待機する」の定義

待機するとは、患者の急変時に速やかに緊急治療を行えるよう、備えていることを指すこととする。

○ 法第16条の「隣接した場所に待機する場合」に該当しない場合であっても、「速やかに診療を行う体制が確保されているもの」として当該病院の所在地の都道府県知事都道府県知事が認める際の具体的な基準について

以下のア～エを全て満たすものとする。

ア 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。

イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。

ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。

特別の事情があって、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。

エ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。

当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行ってはならない。

※ なお、都道府県知事が認めた後に上記ア～エのいずれかの事項に変更があった場合は、再度都道府県知事の確認を要することとする。

各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室長 様
各地域保健室長 様

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

医師の宿直義務の例外規定の改正に係る取扱いについて

「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について」（以下「医政局長通知」という。）につきましては、平成 30 年 3 月 3 0 日付け医薬第 3 5 3 2 号により通知したところですが、改正後の医療法施行規則 9 条の 15 の 2 の規定について、下記のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

つきましては、貴管内の郡市医師会及び病院に対し周知願います。

記

1 北海道知事が認める基準について

病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして北海道知事が認める基準は次のア～エのすべてを満たすものとする。

ア 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。

イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。

ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。

特別の事情があつて、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。

エ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。

当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行わないこと。

2 基準に該当する場合で病院に医師を宿直させない場合の取扱いについて

基準に該当する場合で病院に医師を宿直させない場合、当該病院の管理者は別紙様式 1 によりあらかじめ病院所在地の保健所に届け出ることとし、届出事項に変更がある場合は、再度届出を行うこと。

3 受理した報告書のとりまとめについて

受理した届出は月ごとにとりまとめ、翌月の 20 日までに別紙様式 2 を添付し、当課あて送付すること。

4 届出後の確認について

定期の病院立入検査等の機会を通じて、適切に運用されているか確認を行うこと。

連絡先：

医務薬務グループ

電話 011-231-4111 ext. 25-352

FAX 011-232-4108

旭川市保健所長 様
小樽市保健所長 様
市立函館保健所長 様

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

医師の宿直義務の例外規定の改正に係る取扱いについて

平成 30 年 3 月 23 日付け医政発 0322 第 13 号（以下「医政局長通知」という。）の運用については次のとおりとしたので、お知らせします。

つきましては、貴管内の郡市医師会及び各病院に対して周知いただくとともに、届出書の経由事務についてよろしくお願いいたします。

記

1 北海道知事が認める基準について

病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして北海道知事が認める基準は次のア～エのすべてを満たすものとする。

ア 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。

イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。

ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。

特別の事情があつて、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。

エ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。

当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行わないこと。

2 基準に該当する場合で病院に医師を宿直させない場合の取扱いについて

基準に該当する場合で病院に医師を宿直させない場合、当該病院の管理者は別紙様式 1 によりあらかじめ病院所在地の保健所に届け出ることとし、届出事項に変更がある場合は、再度届出を行うこと。

3 受理した報告書のとりまとめについて

受理した届出は月ごとにとりまとめ、翌月の 20 日までに別紙様式 2 を添付し、当課あて送付すること。

4 届出後の確認について

定期の病院立入検査等の機会を通じて、適切に運用されているか確認を行うこと。

連絡先：

医務薬務グループ

電話 011-231-4111 ext. 25-352

FAX 011-232-4108

別紙様式 1

病院医師宿直免除に係る届出書

年 月 日

北海道知事様

保健所長様

住所
管理者 氏名 ㊟

医療法施行規則第9条の15の2の規定により、病院に医師を宿直させないことについて、次のとおり届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 診療科名
- 4 宿直医師を置かない理由
- 5 医療法施行規則第9条の15の2の規定への該当性

医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について	連絡体制	
	連絡を受ける医師の場所	
	医師が適切な診療が行える状態の確保状況	

備考

- 1 宿直しようとする医師の宿舍と当該病院の配置図（200分の1）を添付すること。
- 2 「医師が適切な診療が行える状態の確保状況」について、当該事項が確認できる医療機関内の規程や内規等を添付すること。

別紙様式2

○医療法施行規則第9条の15の規定により届出を行った病院一 平成 年 月 日現在

保健所名: _____ 保健所 _____

留意事項
平成30年4月1日以降に届出を受理した病院をすべて記載すること。

	病院名	所在地	届出年月日
1	(記載例)〇〇病院	札幌市中央区北3条西6丁目	H30.5.1
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

医師の働き方改革への準備セミナー

～医師の時間外労働上限規制への対応～

一部
WEB
開催

令和6年4月からの医師の時間外労働の上限規制の適用に関し、医療機関から「医師等に係る宿日直許可申請」に係る様々な疑義が寄せられ、注目を集めている状況です。

については、本セミナーにおいて、医師の時間外労働上限規制に向けて準備すべきことや、医師の宿日直許可の申請に関する実務やポイントについて説明します。

セミナー終了後は会場内相談ブースでの個別相談を行うほか、希望に応じて訪問による相談（別日）にも対応します。

プログラム

1. 「医師の時間外労働上限規制に向けて準備すべきこと」
2. 「医師の宿日直許可の実務について」
3. 質疑応答

- 個別相談（15：15～ 事前申込者のみ）



参加費
無料

対象者	病院・診療所の事務長、労務管理担当者など
日程	裏面をご確認ください
会場	裏面をご確認ください
時間	各 日 14：00～15：15 個別相談 15：15～16：30
申込方法	下記のURL・QRコードより参加申込をしてください

●来場での参加を希望する場合

URL： <https://bit.ly/3LmV5nt>



登録完了後、入力内容が記載されたメールが自動送信されます。メールが届かなかった場合、迷惑メールフォルダをご確認いただくか、【@google.com】からのメールが受信可能な設定を確認の上、再登録をお願いします。

●WEBでの参加を希望する場合

URL： <https://bit.ly/3Q9qzkw>



登録完了後、入力内容が記載されたメールが自動送信されます。メールが届かなかった場合、迷惑メールフォルダをご確認いただくか、【@zoom.us】からのメールが受信可能な設定を確認の上、再登録をお願いします。

※同一のメールアドレスで複数人の申込みはできませんのでご注意ください。

お問合せ

北海道医療勤務環境改善支援センター

TEL・メール

(011) 200-4005
iryu-center@hit-north.or.jp

主催・共催

北海道医療勤務環境改善支援センター・北海道・北海道労働局・北海道医師会

日時・会場について

- ・原則、医療機関の所在する振興局の会場でご参加ください。
(都合がつかない場合は別会場もしくはWEBでご参加も可能です。)
- ・札幌会場は来場もしくはWEB参加をお選びいただけます。
- ・札幌会場は2回実施しますのでご都合の良い日程をお選びください。
- ・会場ごとに申込締切日が異なりますので、ご注意ください。

管轄	会場・参加方法	定員	日程	会場名	住所	申込み
石狩振興局 後志総合振興局	札幌会場	80名 	7/22 (金) 14:00~15:15	ACU 大研修室 1614	札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ 45ビル16階	7/15 (金)
	来場・WEB		9/7 (水) 14:00~15:15			8/31 (水)
宗谷総合振興局 上川総合振興局	名寄会場	35名	7/28 (木) 14:00~15:15	駅前交流プラザ「よろーな」 1F 大会議室	名寄市東1条南7丁目 1番地10	7/21 (木)
	来場					
上川総合振興局 空知総合振興局 留萌振興局	旭川会場	40名	7/29 (金) 14:00~15:15	旭川トーヨーホテル 3F 翡翠の間	旭川市7条通7丁目 32-12	7/22 (金)
	来場					
胆振総合振興局 日高振興局	苫小牧会場	36名	8/3 (水) 14:00~15:15	苫小牧市文化交流センター (アイビー・プラザ)2F 講習室	苫小牧市本町1丁目6番1号	7/27 (水)
	来場					
渡島総合振興局 桧山振興局	函館会場	36名	8/9 (火) 14:00~15:15	サン・リフレ函館 2F 大会議室	函館市大森町2番14号	8/2 (火)
	来場					
十勝総合振興局	帯広会場	40名	8/24 (水) 14:00~15:15	とかち館 1F 玉葉の間	帯広市西7条南6丁目 2番地	8/17 (水)
	来場					
オホーツク振興局	北見会場	60名	8/31 (水) 14:00~15:15	北海道立北見体育センター 1F 講堂	北見市東陵町27番地	8/24 (水)
	来場					
釧路総合振興局 根室振興局	釧路会場	45名	9/15 (木) 14:00~15:15	道東経済センタービル 5F 大会議室	釧路市大町1-1-1	9/8 (木)
	来場					

※各会場においては定員を収容率40%以下とし、十分な距離を保って開催いたします。
※新型コロナウイルスの感染拡大状況によって、中止もしくは延期の可能性があります。

個別相談について

- ・当日、会場内に相談ブースを設置します。相談ブースでの相談(1医療機関 概ね30分程度)は事前申込制としています。参加申込時にお申し込みください。(相談時間が30分を超える場合は、後日改めて訪問する場合があります。)
- ・個別に訪問しての相談にも対応しています。

参加申込について

●来場での参加を希望する場合

URL: <https://bit.ly/3LmV5nt>



登録完了後、入力内容が記載されたメールが自動送信されます。メールが届かなかった場合、迷惑メールフォルダをご確認いただくか、【@google.com】からのメールが受信可能な設定を確認の上、再登録をお願いします。

●WEBでの参加を希望する場合

URL: <https://bit.ly/3Q9qzkw>



登録完了後、入力内容が記載されたメールが自動送信されます。メールが届かなかった場合、迷惑メールフォルダをご確認いただくか、【@zoom.us】からのメールが受信可能な設定を確認の上、再登録をお願いします。
※同一のメールアドレスで複数人の申込みはできませんのでご注意ください。

※定員に達した後の申込は、参加人数の調整などをお願いする場合がありますので、連絡先を入力をお願いします。ご入力いただいた情報は、本セミナーの適切な実施のために使用し、これ以外の目的では使用しません。



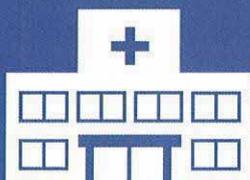
北海道 医療勤務環境 改善支援センター

※北海道医療勤務環境改善支援センターは、
医療法第30条の21に基づき
北海道が設置したものです。

相談無料

北海道医療勤務環境改善支援センターでは、医師の時間外労働の上限規制への対応や宿日直の申請等に関する無料相談のほか、北海道内の医療機関にアドバイザーを派遣し、働きやすい職場づくりなどの支援を行っています。

＼ まずは、お気軽にご相談ください /



医療機関のニーズに応じて、
専門のアドバイザーが
相談・個別支援を行います。



医療労務管理アドバイザー

主に社会保険労務士の資格を持つアドバイザーです。労務管理や医師の働き方改革に関する相談に対応します。



医業経営アドバイザー

主に医業経営コンサルタントの認定登録を行っているアドバイザーです。

◎ ご相談は電話・メール・FAX・ホームページから

相談 申込 FAX	医療機関名		TEL () -	
	担当者名		MAIL	
	相談内容 <input type="checkbox"/> 労務管理 <input type="checkbox"/> 業務改善 <input type="checkbox"/> 医師の働き方改革 <input type="checkbox"/> 院内研修 <input type="checkbox"/> その他			

北海道医療勤務環境改善支援センター

〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館3階 一社) 北海道総合研究調査会(略称 | HIT) 内

TEL 011-200-4005

MAIL iryoy-center@hit-north.or.jp

FAX 011-222-4105

HP <http://iryoykinmukankyo.sakura.ne.jp/hp/>

1 医療機関における 基本的な労務管理に関する相談対応

◎2024年4月からは、医師の時間外・休日労働労働の上限規制が適用されます。
◎医療機関においては、医師の労働時間を計画的に短縮するための取組が求められています。

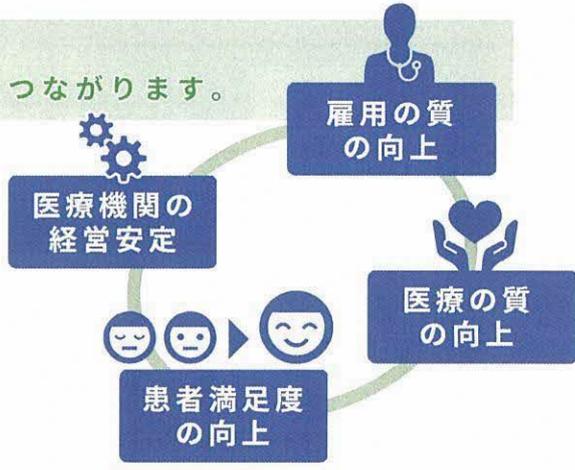
- 基本的な労務管理に関する相談**
- ・ 医師や職員の労働時間の把握について
 - ・ 宿日直の申請について
 - ・ 36協定の締結について
 - など

- 医師の働き方改革に関する相談**
- ・ 時間外労働の上限規制への対応について
 - ・ 勤務間インターバルについて
 - ・ 特例水準の申請について
 - ・ 「医師労働時間短縮計画」の作成について
 - など

2 医療機関の 勤務環境改善に向けた個別支援

働きやすい職場づくりを行うことで、
◎人材の定着 ◎医療の質の向上 ◎経営の安定につながります。

- ・ ハラスメントの予防や院内の体制づくり
- ・ 職員の定着率向上に向けた取組
- ・ キャリアアップ・スキルアップのための仕組みづくり
- ・ 看護師やコメディカルの働き方や業務改善
- ・ 病院のニーズに応じた院内研修の企画・運営、講師の派遣
- など



3 医療機関の 勤務環境改善を目的とした各種研修の企画・運営

◎全道の医療機関を対象とした各種研修会を企画・運営しています。
◎開催案内は各医療機関に郵送・センターのホームページへ掲載します。

令和4年度の研修予定 ◎新型コロナウイルス感染症の状況などにより変更となる場合があります

医師の働き方改革への準備セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全道8ヵ所で開催 (札幌、旭川、名寄、苫小牧、函館、帯広、北見、釧路) ・ 令和4年7月～9月にかけて順次開催予定
医師の働き方改革に関するセミナー (仮)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の働き方改革の法改正の具体的な内容、2024年に向けて取り組むべき内容やスケジュールについて ・ 年度内に2回(8月～11月頃)、札幌市内で開催予定
医療機関における働き方改革の取組事例報告セミナー (仮)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の勤務環境改善にかかる具体的な取組事例を紹介 ・ 令和5年2月～3月頃、札幌市内で開催予定



いきいき働く医療機関サポートWeb

いきサポ

🔍 サイト内検索

検索

文字サイズ

小



大



勤務環境の改善とは

取組み事例の紹介

医師の働き方改革の制度解説

役に立つ情報

医療勤務環境改善センター

その他

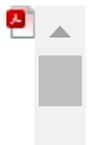


お知らせ

[一覧ページへ](#)

2022.07.01

病院長のみなさまへ 令和





[4年度トップ
マネジメント
研修の申込を
開始しまし
た。](#) [開催日程](#)



いきサポってどんなWebサイト？



いきサポ公式キャラクター
ひまわりちゃん

このサイトは、**医療機関の勤務環境の改善に役立つ各種情報や医療機関の取組み事例**を紹介しています。

ぜひ、皆さまの取組み事例やご提案もお寄せいただき、医療機関の勤務環境の改善の取組みを進めるためのデータベースとしてご活用ください。



取組み事例

[ピックアップ事例](#)

[取組み検索ページへ](#)

急性期機能 福井県 福井県済生会病院

新型コロナウイルス感染症対策のためのコミュニケーションロボット「newme（ニューミー）」の導入

急性期機能 和歌山県 和歌山県立こころの医療センター

医師、コメディカルの業務負担軽減

急性期機能 福島県 竹田総合病院

システム導入による業務効率化、看護補助者の配置

検索ワードランキング

月間

累計

1 勤務

2 医師

3 課題

4 看護

5 有給休暇

『参考にされた』 取り組み事例・提案

月間

累計

急性期機能 長野県 長野中央病院

AI問診の活用による、職員満足度アップ

118
参考になった

急性期機能 岩手県 松園第二病院

医師・看護職員の事務作業負担の軽減及び役割分担の推進

48
参考になった

急性期機能 宮城県 仙台厚生病院

48

トヨタ式の改善を導入した病院業務の改善と定着



役立つツール・情報

取組み
検索

法人（病院）での取組み事例を検索する画面に移動します。

国の
施策情報

各種法
令・通
知

審議会
等につ
いての
情報

自己診
断

イベン
ト情報

各都道
府県に
おける
取組み

取組事例・
提案の投稿



いきサポの
使い方

 いきサポ公式Twitter

福祉 保健 医療の総合情報サイト

WAM NET



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団



Tweets by @iki_Sapo



いきサポ
@iki_Sapo

「医療機関の働き方改革セミナー」申込受付中！
あなたの働き方や職場を変えるヒントがここにある！
詳しくはコチラjmar-llg.jp/ikisapo2021.ht...

Jan 24, 2022

いきサポ
@iki_Sapo

医師の働き方改革に関する厚生労働省令の公布通知が発出されました。（1月19日付公布）
iryou-kinmukankvou.mhlw.a

[Embed](#) [View on Twitter](#)

- | [トップ](#) | [勤務環境の改善とは](#) | [取組事例・提案の紹介](#) |
- | [役に立つ情報](#) | [リンク集](#) | [利用規約](#) |
- | [プライバシーポリシー](#) | [ご意見・ご要望](#) | [サイトマップ](#) |

